

令和6年第1回（5月）上牧町議会臨時会会議録

議 事 日 程

令和6年5月10日（金）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第1号 専決処分報告について
上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 第 4 報第2号 専決処分報告について
上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 5 報第3号 専決処分報告について
上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 報第4号 専決処分報告について
上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 7 報第5号 専決処分報告について
上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第1号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について
- 第 9 議第2号 保健福祉センター空調設備等更新工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

第1から第9まで議事日程に同じ

- 追加日程第10 議長の新任期の許可について
- 追加日程第11 議長選挙について
- 追加日程第12 副議長の辞職の許可について
- 追加日程第13 副議長選挙について

- 追加日程第 1 4 常任委員の選任について
- 追加日程第 1 5 議会運営委員の選任について
- 追加日程第 1 6 議席の変更について
- 追加日程第 1 7 議員の派遣について

出席議員（12名）

1番	石丸典子	2番	氏原賢一
3番	竹中亮造	4番	安中 和
5番	東 初子	6番	上村哲也
7番	竹之内 剛	8番	牧浦秀俊
9番	服部公英	10番	康村昌史
11番	木内利雄	12番	遠山健太郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部長	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	寺口万佐代	教育部長	松井良明
総務部理事	高木真之	総務課長	丸橋秀行
企画財政課長	中本義雄	建設環境課長	武安康至
住民保険課長	和田 暁	税務課長	山本敏光
福祉課長	俵本大輔	生き活き対策課長	杉分 太
教育総務課長	辻村 純	教育総務課長補佐	日高良太郎

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	金崎恭彦	書 記	森本香寿美
書 記	横田大樹	書 記	林 大 貴

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（遠山健太郎） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、令和6年第1回上牧町議会臨時会を開会いたします。

本日、臨時会が開会されましたところ、議員各位におかれましてはご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（遠山健太郎） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（遠山健太郎） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和6年第1回臨時議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には早朝よりご出席を頂き、誠にありがとうございます。

今、皆さん方もご承知のとおり、国では、お金にまつわる問題により、政権与党、野党と大変厳しい駆け引き、綱引きが行われている状況でございます。報道では、ひょっとしたら6月にも解散があるのではないかというような報道もなされている状況でございます。我々は、そういうことをしっかりと見極めながら、それぞれの立場で町の施策、住民の安全と安心を守るしっかりとした考え方でまちづくりを行っていきたいというふうに考えておりますので、引き続き、どうぞ皆さん方のご理解、ご協力をお願いいたしたいというふうに考えております。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

報第1号につきましては、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、上牧町税条例の一部を改正するものでございます。

報第2号につきましては、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

報第3号につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、上牧町税条例の一部を改正するものでございます。

報第4号及び報第5号につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。いずれも緊急に処理する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

議第1号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第1回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億247万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億3,193万9,000円とするものでございます。

また、第2表債務負担行為補正では、塵芥車両更新事業として2,585万1,000円を、上牧中学校舎新築工事管理業務委託料として4,561万8,000円を、上牧中学校舎新築工事として22億6,328万3,000円を追加しております。

第3表地方債補正では、塵芥車両整備事業債及び上牧中学校プール改修事業債を廃止し、また、学校適正化事業債の限度額の変更を行っております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で主なものにつきまして説明させていただきます。

歳入説明書4、5ページ、款、国庫支出金、説明欄、公立学校施設整備費負担金956万4,000円及び、説明欄、学校施設環境改善交付金243万1,000円につきましては、上牧中学校新築工事の財源として計上し、あわせて、歳出説明書6、7ページ、款、教育費、説明欄、学校適正化事業費で6億3,527万1,000円を計上しております。

歳入に戻りまして、款、繰入金、節、公共施設整備基金繰入金につきましては、学校適正

化事業の一般財源部分として3,817万6,000円を繰り入れております。繰入れ後の基金残高は4億1,221万1,000円となっております。

款、町債、節、塵芥車両整備事業債につきましては、塵芥車両の購入に係る財源として当初予算に計上していましたが、入札が不成立となったため、1,930万円を減額し、あわせて、歳出説明書6、7ページ、款、衛生費、説明欄、塵芥車両更新事業債で2,585万1,000円を減額計上しております。

歳入に戻りまして、節、学校適正化事業債につきましては、歳出説明書6、7ページ、款、教育費、説明欄、上牧中学校舎新築工事管理業務委託料2,117万4,000円及び上牧中学校舎新築工事6億1,409万7,000円を計上しており、それらの財源として5億8,510万円を計上しております。

節、上牧中学校プール改修事業債につきましては、歳出説明書6、7ページ、款、教育費、説明欄、中学校管理費で、上牧中学校舎新築に伴い、新築工事と一体的に整備するため、上牧中学校プール改修工事請負費1,508万1,000円を減額し、利用に係る安全性を担保する最小限の修繕を行う修繕料として49万7,000円を計上しており、それらの財源についても1,350万円を減額計上しております。

説明書6、7ページ、款、諸支出金、説明欄、財政調整基金費につきましては、上牧中学校プール改修工事を修繕料に組み替えたこと、また、塵芥車両購入費を債務負担行為に組み替えたこと等による財源調整として763万5,000円を基金に積み立てております。積み立て後の基金残高は7億5,925万2,000円となっております。

議第2号につきましては、保健福祉センター空調設備等更新工事請負契約の締結についてでございます。

以上、いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、承認、議決賜りますようお願いを申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◇

◎議会運営委員会の報告

○議長（遠山健太郎） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

木内議会運営委員長。

(議会運営委員長 木内利雄 登壇)

○議会運営委員長(木内利雄) おはようございます。議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本日、令和6年5月10日招集の第1回臨時会の運営について、5月8日に全委員6人出席の下、議会運営委員会を開会いたしました。

初めに、今臨時会に町側から提出されている議案は、報告案5件、そして議案2件の計7件であります。本会議審議、または委員会に付託するのかを協議した結果、全てを本会議審議すること、また、日程については本日1日限りとすることに決しました。よって、本日の本会議で審議を行うものは、報第1号 専決処分報告について、上牧町税条例の一部を改正する条例について、次に、報第2号 専決処分報告について、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、次に、報第3号 専決処分報告について、上牧町税条例の一部を改正する条例について、次に、報第4号 専決処分報告について、上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、次に、報第5号 専決処分報告について、上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、次に、議第1号 令和6年度上牧町一般会計補正予算(第1回)について、次に、議第2号、保険福祉センター空調設備等更新工事請負契約の締結についてであります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。



◎議事日程の報告

○議長(遠山健太郎) 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名について

○議長（遠山健太郎） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、木内員、1番、石丸議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。



◎会期の決定について

○議長（遠山健太郎） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。



◎報第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第3、報第1号 専決処分報告について、上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 報第1号 専決処分報告について説明いたします。

専第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が令和6年2月21日に公布され、同日から施行されたことから、上牧町税条例につきましても所要の改正をする必要がございますので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和6年2月21日に専決処分をさせていただいたものでございます。

今回の地方税法の改正は、令和6年1月に発生した能登半島地震による被災者の負担の軽減を図るため、生活の基盤となる住宅や家財等について受けた損失については、令和6年度

個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けるものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明いたします。

附則第5条の2につきましては、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の規定を追加するものでございます。

附則第6条につきましては、法改正の条ずれによる改正でございます。

この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上の内容で専決処分をさせていただいておりますので、ご報告申し上げます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第4、報第2号 専決処分報告について、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○**住民生活部長（山下純司）** 報第2号 専決処分報告について説明いたします。

専第4号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことから、上牧町国民健康保険税条例につきましても所要の改正をする必要がございますので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和6年3月31日に専決処分をさせていただきます。

今回の改正内容につきましては、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を22万円から24万円に引き上げ、国民健康保険税の賦課限度額の合計額を106万円とするものでございます。また、物価の動向を踏まえ、低所得者世帯の保険税における均等割及び平等割について、減額措置における5割軽減及び2割軽減の軽減判定基準額を引き上げるものでございます。

それでは、改正内容について説明いたします。

第2条につきましては、後期高齢者支援金等課税額支援分の課税限度額22万円を24万円に引き上げるものでございます。

なお、基礎課税額（医療分）及び介護納付金課税額（介護分）につきましては据置きとなっております。

第23条につきましては、低所得者世帯の保険税における軽減判定基準額について、5割軽減については、29万円を29万5,000円に、2割軽減については、53万5,000円を54万5,000円に引き上げるものでございます。

この条例は令和6年4月1日から施行するものとしております。

以上の内容で専決処分させていただいておりますので、ご報告申し上げます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○**議長（遠山健太郎）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○**1番（石丸典子）** 1番、石丸典子です。今回の国民健康保険税条例の一部改正では、賦課限度額が2万円引き上げられまして、合計で限度額が106万円ということになるんですけども、そのほかにも軽減のところも係りますけれども、見込まれる限度額の保険税と見込まれる件数など、分かりましたらお知らせいただきたいと思います。

○**議長（遠山健太郎）** 住民生活部長。

○**住民生活部長（山下純司）** 今回の賦課限度を超過する世帯数でございますが、前回、限度

額を改正する場合は30世帯ですけれども、今回、限度額を改正すると20世帯が超過した世帯数となっております。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） お聞きをしておきます。国民健康保険税につきましては、3月で税率改正も行われて引き上がったわけですがけれども、最大で106万円払われるということで、分かりました。件数もお聞きをいたしましたので、結構です。ありがとうございます。

○議長（遠山健太郎） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第5、報第3号 専決処分報告について、上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 報第3号 専決処分報告について説明いたします。

専第5号 上牧町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日に施行されたことから、上牧町税条例につきましても所要の改正をする必要がございますので、地方自治法第179条第1項の規定

により、別紙のとおり、令和6年3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

今回の地方税法等の主な改正では、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税、定額減税の実施となっております。また、固定資産税関係では、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例について、特例措置の新設や適用期限の延長などとなっております。

それでは、法改正に伴い改正いたしました上牧町税条例の内容につきまして、説明いたします。

第51条、第71条及び第139条の3につきましては、町民税、固定資産税、特別土地保有税の減免について、町長が認める場合、職権による減免を可能とする規定の追加でございます。

附則第7条の5、第7条の6、第7条の7、第7条の8につきましては、法規定の新設に合わせて、個人町民税の特別税額控除、定額減税について規定を追加するものでございます。

附則第8条につきましては、条例の条ずれによる改正と、法改正に合わせて読替規定を追加するものでございます。

附則第10条の2につきましては、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、また、居心地がよく歩きたくなるまちなか創出について、課税標準の特例措置の割合を定める規定の新設と項ずれによる改正でございます。

附則第10条の3につきましては、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例の適用を受けることができることとする規定の新設と、項ずれによる改正でございます。

附則第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第13条、第15条につきましては、法改正に合わせて年度の更新をするものでございます。

附則16条の3、16条の4、17条、第18条、第19条、第20条、第20条の2、第20条の3につきましては、法改正に合わせ、定額減税に係る読替規定を追加するものでございます。

附則では、第1条でこの条例の施行期日を法改正の施行に合わせ、令和6年4月1日としております。第2条では固定資産税に係る経過措置をそれぞれ規定しております。

以上の内容で専決処分をさせていただいておりますので、ご報告申し上げます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第6、報第4号 専決処分報告について、上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） 報第4号 専決処分報告についてご説明いたします。

専第6号 上牧町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年3月29日に介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布され、同年4月1日に施行されたことから、当該条例につきましても適用日までに条例の一部を改正する必要がございますので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和6年3月31日に専決処分させていただいたものでございます。

それでは、改正いたしました条例の内容についてご説明いたします。

改正箇所といたしましては、当該条例第14条第1号、指定介護予防支援の業務の委託についての条文でございます。改正内容としましては、介護保険法施行規則に規定されておりました地域包括支援センター運営協議会の定義の規定箇所の変更に伴う文言改正でございます。

以上の内容で専決処分させていただいておりますので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○1番（石丸典子） 石丸典子です。今回の条例改正ですけれども、地域包括支援センター運営協議会の定義が改正されるということですが、文言が変わるだけで、上牧町においてこれまでと変わるところはないというふうな理解でよろしいですか。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） 今、定義されている場所の改正でございますので、今の条例改正では変わりはありません。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 少し関連になりますけれども、地域包括支援センターの事業が今、大変重要になっておまして、上牧町としても力を入れておられることと思っておりますが、地域包括支援センターを運営するに当たっては、運営協議会の指導というか協議が要するというふうになっておりますけれども、地域包括支援センター運営協議会の構成と、どのような頻度で開かれているか、ちょっと説明をお願いできるでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） まず、運営協議会のメンバー構成でございます。

当町における運営協議会のメンバー構成は、令和5年度におきましては、医療関係団体を代表する者3名、議会を代表する者2名、事業所関係団体を代表する者3名、高齢者団体を代表する者1名、保健所等の関係行政機関を代表する者1名、高齢者の健康づくり、福祉に関する活動を行う住民組織を代表する者2名、町民を代表する者4名の計16名から構成されております。

続けて、地域包括支援センターの開催の頻度でございますが、運営協議会は年に2回開催しております。令和5年度においては、令和5年11月、令和6年3月に開催しております。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） ありがとうございます。このメンバー16名といたしますのは、介護保険の策定委員のメンバーがそのままですか。以前そういう形で私は認識していたんですが、現在もそのような形で行われているということですか。

○議長（遠山健太郎） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（杉分 太） ご回答申し上げます。

介護保険の策定委員と一部メンバーは変わります。運営協議会と策定委員と同じメンバーの方もいらっしゃいますが、基本的には異なるメンバーと考えていただいて結構です。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） ありがとうございました。かなり関連のところになりましたけれども、よく分かりました。

以上です。

○議長（遠山健太郎） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第7、報第5号 専決処分報告について、上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議

題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） 報第5号 専決処分報告についてご説明いたします。

専第7号 上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年3月29日に介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布され、同年4月1日に施行されたことから、当該条例につきましても適用日までに条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和6年3月31日に専決処分させていただいたものでございます。

それでは、改正いたしました条例の内容についてご説明いたします。

改正箇所といたしましては、当該条例第3条、基本方針についての条文でございます。改正内容としましては、介護保険法施行規則に規定されておりました地域包括支援センター運営協議会の定義の規定箇所の変更に伴う文言改正でございます。

以上の内容で専決処分させていただいておりますので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第8、議第1号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第1号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

一般会計補正予算（第1回）の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○1番（石丸典子） 石丸典子です。令和6年度一般会計補正予算（第1回）についての質疑を行います。

今回の補正は、総額で約6億円の追加補正予算ですけれども、その中で、歳出の6、7ページのところで、教育費の学校適正化事業費に関してお伺いいたします。

6億3,500万円の補正予算計上ですけれども、6年度において上牧中学校の新築工事が行われる工事費が今回約6億円計上されております。資料から見ますと、この中学校の建設の事業費総額は約46億6,000万円です。昨年2月の説明に比べて、国庫負担金が減り、地方債充当額が約7億円増となっております。

これまで町におかれましては、事業を行うに当たっては、国の交付金や補助金をどのように活用できるかということで、本当に慎重に見積もられたり、事業計画が立てられてきたと思いますけれども、この件においてはかなり見込みと違って来たということで、今後の財政運営への影響が大変心配されます。

この経緯ですけれども、昨年2月の全員協議会で示された財政の内訳と、今回、令和6年の5月で最終的に合わなかったということが議員に説明があったんですけれども、町とし

て、思った国の交付金が受けられないというふうなことが分かったのはいつ頃かということ
をまずお伺いして、2つ目には、今後の財政運営への影響をお伺いいたします。

町では、昨年12月に中長期財政計画が立てられております。そこでは、昨年2月のこの事
業計画で立てられていると思いますので、かなりそこで食い違ってきていると思います。7
億円が事業費自体はそんなに変化がなく、1億円ぐらい事業費は膨らんでいるけれども、そ
の財源の内訳、充当のところ国から丸々入ってくる額ではなくって、起債、借金というこ
とで、将来に負担がかかってくるというところにおいては、住民の方も大変心配されるこ
ろだと思います。

特に実質公債費比率については今後どんどん上がってくるというふうな推移の資料を出し
ていただいています。財政計画のところでは、令和13年度では一番高くなって、実質公債費
比率は16.9%ということで、16%のところをずっと来ているんですけれども、これらも含め
て、今後の財政運営への影響。このことを大丈夫なんだということをしっかりお示ししてい
ただかないと、この建設事業が本当にゴーでいいのかどうかということが大変心配されま
すし、議員としても、この補正予算を可決するかどうかという判断の基準になりますので、そ
の辺を今の時点でどのように判断されたのかということで、お聞きをしたいと思います。

以上の項目です。

○議長（遠山健太郎） 2点の質問がありましたので、1点ずつ答弁をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（辻村 純） まず経緯についてご説明させていただきます。

昨年の2月に県との協議、事前相談の中で、保有面積の控除についての特段の疑義がなく、
指摘もなかったのもので、保有面積を全て控除した試算で差し支えないというふうに考えており
ました。その後、5月に調書を提出したところ、文部科学省のほうから県を通じて、この配
置計画上取壊しが必要と認められるものを要件とすることについては、非常にハードルが高
く、要件として適用されるのは厳しいという見解が示されました。その後、ずっと協議を重
ねてまいりまして、8月に今回の事案ではこの要件では適用できないという回答がございま
したので、その後は、その他の要件で該当するかどうかというのをずっと調査をしてきてお
りまして、実際該当するところもあったんですが、その最終決断が出ましたのが昨年度末
ということでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 昨年の8月といいますと、公共施設の適正化の起債、その点についても

面積がオーバーしたというふうなことがありましたけれども、この国庫支出金と公共施設適正化の起債とここは別ですね。どちらにしても、要は、私の理解では面積が広がったというのが大きな問題となったわけですね。

○議長（遠山健太郎） 教育総務課長。

○教育総務課長（辻村 純） 公的債の件に関しましては、面積を減らさなければならないということでございましたが、この負担金に関しましては、その要件が該当するかというところの問題でございました。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） ということは、現在の上牧中学校の校舎を使いながら、その敷地内に新築をするということで、少し無理があった、要件に合わないところが出てきたというふうな、簡単に言ったらそのような理解でよろしいですか。

○議長（遠山健太郎） 教育総務課長。

○教育総務課長（辻村 純） 同じ敷地内に建設するというので、要件として、配置上、取壊しが必要と認められるものが求められたということでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 上牧町においては、なかなか代替の用地もなく、今の校舎を活用しつつ、できるところで建設をするということで、一番いい方法だということで進められてきたと思います。ところが、それが国庫補助金の交付の要綱に合っていない部分があったというところについては、もう少し事前に分からなかったのでしょうか。

それと、議会への説明が全くなく、今回ここに、補正予算の直前に全員協議会で説明がありましたので、これ、賛成か反対かという、もう既に開校の予定も決められて、これ以上遅らせることはできないぎりぎりのところを出されてきていますので、議会としても大変苦しい立場です。見込み違いというか、そういう交付要件に合わなかったというところについては、いろいろ協議があったと思いますけれども、今の時点で、これからというのは、今後の財政運営への影響で、住民生活や住民サービスへの影響がないのかどうか、その辺が一番大切だと思いますので、この部分については財政当局のほうからご説明いただけますか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 石丸議員のご質問の回答でございます。

現状、補助金等の減額になったことにつきましては、担当課長等から今ご説明をさせていただいたとおりでございます。ただ、この事業を実施するに当たりまして、やっぱり財源確

保が必要ということもございまして、今回、町債を活用させていただいたというところがございます。

この町債の活用につきましては、以前から公共事業を実施する上におきまして、1つの財源の確保ということで、1年度での規模の大きい事業については財政負担等が大きいということもございまして、起債を活用させていただきまして、平準化を図りながら財政運営に努めていたというところございまして、今回におきましても、最終的にはちょっと補助金等は減額となったわけでございますが、今後、財政運営するに当たりましても、そういうことを考えながら、町債を活用しながら財政負担の単年度の負担を平準化させていただきながら、財政運営に当たっていきたいと考えているところございまして、先ほど少しご指摘を頂いた財政指標等につきましては、現状、まだ試算等、詳しくはできておりませんが、改めてまた、中長期財政計画等も策定をさせていただきまして、改めてまた議会等へもお示しをさせていただきたいと考えているところございまして、今現状、住民サービスの影響はという部分でございますが、起債等も活用させていただきながら、平準化を図りながら、それとまた併せて、学校建設のためにも、公共施設等の建設に当たりまして、基金等も、以前から少しずつでございますが、積立てもさせていただきながら、今回の補正におきましても、そういった部分も少し活用もさせていただきながら、計画的にしていきたいと思っているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 中長期財政計画は、昨年12月12日付で示されて、一応説明がありました。それ以前については、策定前の資料で、タウンミーティングが昨年行われましたね、11月ぐらいですね。その時点では、この内容ではない説明になっていますので、議会への説明とともに、住民への財政状況であるとか事業の説明というのが、またしていただくべきだと思いますけれど、その予定はどのようになっていますか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 現状、中長期財政計画の策定に当たりましては、もう間もなく5年度の会計年度を終了いたしまして、決算が一部見えてくるのかなと思っておりますので、9月にも決算報告をさせていただきまして、それ以降、決算を反映した形での中長期財政計画の策定をさせていただきまして、それ以後、議会と、また住民の方々にも適切な時期にご報告というか説明等をさせていただきたいとは考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 説明といたしますと、町長のタウンミーティングという形になりますか。
9月議会終了後。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 現状、昨年におきましても、9月議会終了後、中長期財政計画を議会に報告させていただきまして、年末から年明けにかけて、町長がタウンミーティングを開催し、その場で住民の方々に直接説明をされたということでございますので、今年度におきましては、現状まだ日程等が詳しく決まっておりませんので、日程が決まるようなことがございましたら、適切に事前に、また議会等にも何月頃開催するというふうな部分、周知も事前にさせていただきながら、適切な時期にさせていただきたいとは思っているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 今回は補正予算で、財源の内訳までも資料で示されている補正予算です。本来ならちょっと異論を言うべきところもあるところですが、もう既に事業が始まるというところでぎりぎりのところですので、今回、恐らく多数決で、誰か異論を唱えられても多数決でこの議案は可決して進められると思いますが、議会を通過していますというふうな説明ではなく、しっかりと財源の内訳と将来の財政状況、財政運営について、町民への説明を十分していただきますように強く申し添えておきます。よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（遠山健太郎） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

康村議員。

○10番（康村昌史） 10番、康村昌史です。令和6年度上牧町一般会計補正予算について、賛成の討論を行います。

補正予算書の説明欄の上牧中学校舎新築工事等については、去る5月2日の全員協議会で、理事者側から、当初予定した有利な起債である公共施設等適正管理推進事業債、公適債が文部科学省、文科省との協議の結果、交付要件に適合しないため、上牧町の一般財源から約6億5,000万円の持ち出しになるとの説明がありました。この有利な公的債を活用できるという

ことで、耐震工事も終わっている上牧中学校舎を新築するほうが得策と理事者側が判断し、私も賛成した経緯があります。この有利な公的債が活用できない以上、この上牧中学校校舎新築工事は振出しに戻すべきとも考えました。しかしながら、もう既に令和8年4月に新築の上牧中学校舎で上牧町の中学校は1校体制になると住民に広報等で周知されており、その一番の当事者である子どもたちや保護者に無用の心配や混乱を引き起こすことになりかねないため、苦渋の選択として、この補正予算案を認めることにいたしました。

以上、賛成の立場からの討論といたします。

○議長（遠山健太郎） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） これで討論を終わります。

これから採決いたします。採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

（起立多数）

○議長（遠山健太郎） 起立多数です。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第9、議第2号 保健福祉センター空調設備等更新工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） 議第2号 保健福祉センター空調設備等更新工事請負契約の締結についてご説明いたします。

令和6年度一般会計当初予算にて計上させていただきました保健福祉センター空調設備等更新工事につきましては、令和6年5月1日執行の入札の結果、契約の相手方が決定し、同7日付で工事請負仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、今回の契約の概要についてご説明させていただきます。

入札の方法につきましては、一般競争入札でございます。工事期間は、議会の議決を得た日から令和7年3月31日までとしております。契約金額につきましては1億2,540万円で、うち消費税及び地方消費税に相当する額は1,140万円でございます。契約の相手方は、奈良県北葛城郡上牧町米山台5丁目5番5号、株式会社岡本設備代表取締役、岡本数博でございます。

当該請負契約の内容説明は以上でございます。

続きまして、当該工事の概要について説明させていただきます。

工事場所は上牧町大字上牧3245番地の1、保健福祉センターでございます。今回、工事の実施につきましては、経年劣化に伴う空調設備の全面更新工事及び室外機の設置場所である屋上部分の一部防水改修工事を行うもので、今後も長期的な保健福祉センターの施設の維持管理を図るために行うものでございます。

なお、本工事の期間中におきましては、現にご利用いただいております皆様方のご不便やご迷惑といった影響を最小限にとどめるといった観点から、当該工事請負業者との十分な協議、調整による適切なスケジュール管理の下、円滑な工事進捗を図ることとしているところでございます。

本議案に係る説明は以上でございます。慎重にご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○1番（石丸典子） 1番、石丸典子です。保健福祉センター空調設備等更新工事請負契約の締結についてお伺いいたします。

まず、入札が5月1日ということで今お聞きをしましたがけれども、当初予算で約1億2,900万円ということで、今回、契約金額が1億2,540万円ということなんですけれども、落札率は予定額に対して97.2%というふうな数値です。

それで、まず3点お伺いいたしますが、1つは応札状況です。入札に参加された業者、何社かというところをまずお聞きをします。

それと、2つ目は工事内容ですけれども、空調設備等更新工事ということで、空調の入替えだけでなく、屋上の一部防水改修工事ということで一体で進められるということは、当初予算の資料でもそういうふうな記述がありますので、そのように見ております。それで、今回、岡本設備さんということの業者なんですけれども、この業者さん、もともと水道関係の

業者さんだったという認識をしておりますけれども、空調の工事等を中心でやられておりますけれども、屋上の防水工事も一体にやられるということですね、業者でね。そのことで、そのように理解しているところですが、これについて確認をするものです。

それと、3つ目については施設の使用制限期間ということで、工事の予定は令和6年7月から令和7年3月ということで、予算書の資料ではそのように書かれておまして、施設の使用制限期間は10月から令和7年2月頃というふうに記述がありましたが、空調の設備入替えの工事による2000年会館の使用制限の期間というのはどのようになりますか。

以上の点です。

○議長（遠山健太郎） ただいま石丸議員より3点の通告がありました。1点ずつ答弁をお願いしたいと思います。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） まず1点目の応札状況ということでございますが、最終、応札をしていただきましたのは、岡本設備さんの1社のみでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 役場下の開札録のところにもなかったもので、1社だけかなというふうに思ったわけですがけれども、これ、大きな事業で、それで、資料によりますと、室内機が87機、室外機が28機ということで、なかなか応じられる事業者がないということですか。それと、心配されるのは、なかなか室内機であるとか室外機が調達できるかどうかということで、以前もこのような事業があったときに心配されたんですけども、この業者さんならしっかりしていただけるというふうなことですか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今回、入札につきましては、事前審査型の一般競争入札ということで、事前に参加できる資格というのを指定させていただいております。その中におきまして、ほかにいろいろ条件等はあるんですが、県内の建設業法に基づく本店・支店等の営業所を有する事業所ということでございまして、それと併せて、経営審査の総合評価値が750点以上であるとか、特定建設業の管工事の許可を受けている業者さんというような形で、それ以外にも技術管理者を置くとかいうような形で、参加するための登録の条件というのを定めておるんですが、その中で、今回におきましては、県内の中で15社が、そういう該当する事業所があるということでさせていただいた中で、最終的に応札をしていただきましたのは岡本設備さん1社なんですけど、事前に参加したいということで申出がありました業者についてはもう

1社ございました。最終的には1社ということになったんですが、そこまで行く事前の審査におきましては、2社の業者さんのほうから申請があったということでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 分かりました。工事内容については、先ほど説明もありましたし、水道関係、空調工事中心にやられる業者さんということで、強いというのは認識しているところですけども、そのような認識でよろしいですか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） この分につきましては、先ほども少し事前審査型ということでございまして、その中で、この基準に該当している業者さんについての参加を大きく広く求めたということでございますので、その資格に合致したということから事前に登録をしていただきまして、うちとしても参加登録要件に該当しますよということで、通知等もさせていただいたというところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 上牧町においては、建設工事においても登録番号ということで、しっかり町でホームページでも出てきている業者さんとして、それは確認をさせていただいております。分かりました。お聞きをしておきます。

それでは、3つ目の施設の使用制限の期間というのはどのようになりますか。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） 現場工事の施設の使用制限期間といたしますのは、令和6年の10月から令和7年の2月中旬を予定しており、この期間は空調停止及び施設の使用制限を実施したいと考えております。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 夏の暑い時期から工事が始まって、施設の使用制限期間というのは、今度、寒い時期になりますけれども、特段の町としての空調が使えないときの対応というのは何かお考えがありますか。必要でないかも分かりませんが、寒い時期に暖房が使えないというふうなことについては、また特段の対応が要るのではないかと考えますが、いかがですか。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） 10月からということになりますので、今後、請負業者と詳細な工期の打合せを実施して、それから使用する居室を確定させていただいてから暖房の器具について、改めて打合せを実施していきたいと考えています。その場合には補正予算を計上

するという形にはなるかなと考えております。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） しっかり業者さんとも協議を頂いて、暑さ寒さ対策できるようによろしくお願いしておきます。

以上で終わります。

○議長（遠山健太郎） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時08分

○副議長（石丸典子） 再開いたします。

遠山健太郎議員から議長辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第10として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（石丸典子） ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第10として議題といたします。

遠山議員の退場を願います。

(12番 遠山健太郎 退場)



◎議長の辞職の許可について

○副議長（石丸典子） 追加日程第10、議長の辞職の許可について。

議長の辞職願を職員に朗読させます。

○議会事務局長（金崎恭彦） 令和6年5月10日。

上牧町議会副議長、石丸典子殿。

上牧町議会議長、遠山健太郎。

辞職願。今般、一身上の都合により辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

○副議長（石丸典子） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

遠山議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長（石丸典子） ご異議なしと認めます。

よって、遠山議長辞職を許可することに決しました。

遠山議員、入場願います。

(12番 遠山健太郎 入場)

○副議長（石丸典子） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第11として選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長（石丸典子） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第11として議題といたします。

◇

◎議長選挙について

○副議長（石丸典子） 追加日程第11、議長選挙について。

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と言う者あり）

○副議長（石丸典子） 投票という声が上がりましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（石丸典子） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に木内議員、康村議員、竹中議員の3名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。

（投票用紙配付）

○副議長（石丸典子） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（石丸典子） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○副議長（石丸典子） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議席1番のほうから順番に投票をお願いします。

（投票）

○副議長（石丸典子） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（石丸典子） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の方、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長（石丸典子） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、遠山議員5票、牧浦議員7票。

以上のとおりであります。

この選挙における法定得票数は3票であります。よって、牧浦議員が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長（石丸典子） ただいま議長に当選されました牧浦議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

議長に当選されました牧浦議員より、議長当選承諾並びに就任の挨拶をお願いいたします。牧浦議員。

(8番 牧浦秀俊 登壇)

○8番（牧浦秀俊） ただいま議長に当選させていただきました牧浦秀俊です。当選に当たりまして、所信の一端を表明させていただきます。

私が立候補のきっかけになりましたのは、ある自治会で十数年ぶりに役員を受けられた際に相談を受けたことに端を発します。内容は、この地区の割当てでは、一度役員をすると20年以上は役員が回ってこないくらいの人数がいたと。ところが、十数年で役員が回ってきました。戸数は減っていないのになぜなのか。役員になりたくない、高齢になり年金暮らしで自治会費を払うことができないとのことで、会員が激減されたいです。この手の相談は何度も受けましたが、上牧町は自治会活動のこの部分は何もしてくれないのかと聞かれ、自治会入会に関しては任意なので、その部分は介入できない旨を伝えてきました。

今回、それでは住民の代表である議会は何をしてくれるんですかと聞かれ、私は即答ができませんでした。少子高齢化、人口減少により、自治会活動もままならなくなり、地域のつながりが薄れ、行政の協力も困難になる。町長がよく言われる、サービス合戦には限界がある。しかしながら、住みやすさを追求するのには限界がない。議会として、自治会の先頭に

立つ地域住民のリーダーと協働のまちづくりを目指すために、議長として一翼を目指していきたいと思います。

現在、上牧町では、先人の議員たちが議会改革を遂行されてきて、効果も出てきております。現在も継続中です。今こそ軸足を少し自治会活動に向け、議会として自治会活動の在り方を考察していき、住みやすさの追求に尽力してまいりたいと思います。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○副議長（石丸典子） 議長が選ばれましたので、議長と交代いたします。

議事運営にご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

○議長（牧浦秀俊） それでは再開いたします。

副議長、石丸君から副議長辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第12として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第12として議題といたします。

石丸君の退場を願います。

（1番 石丸典子 退場）



◎副議長の辞職の許可について

○議長（牧浦秀俊） 追加日程第12、副議長の辞職の許可について。

副議長の辞職願を職員に朗読させます。

○議会事務局長（金崎恭彦） 令和6年5月10日。

上牧町議会議長、牧浦秀俊殿。

上牧町議会副議長、石丸典子。

辞職願。今般、一身上の都合により辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

○議長（牧浦秀俊） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

石丸君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

よって、石丸君の副議長の辞職を許可することに決しました。

石丸君、ご入場願います。

（1番 石丸典子 入場）

○議長（牧浦秀俊） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第13として選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第13として議題といたします。

◇

◎副議長選挙について

○議長（牧浦秀俊） 追加日程第13、副議長選挙について。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 投票という声が上がりましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(牧浦秀俊) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

4番、安中議員、5番、東議員、6番、上村議員、3名を指名いたします。よろしく願
いいたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(牧浦秀俊) 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたしま
す。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(牧浦秀俊) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議席1番のほうから順番に投票をお願いいたします。

(投票)

○議長(牧浦秀俊) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の方、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(牧浦秀俊) それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、遠山君5票、上村
君1票、服部君6票。

以上のとおりであります。

この選挙における法定得票数は3票であります。よって、服部君が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(牧浦秀俊) ただいま副議長に当選されました服部君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

副議長に当選されました服部君より、副議長当選承諾並びに就任の挨拶をお願いいたします。

服部議員。

(9番 服部公英 登壇)

○9番(服部公英) 皆さん、今回、副議長に当選させていただきまして、誠にありがとうございます。私、今までの経験を十分に発揮し、上牧町議会がこれまで以上に改革を推進し、融和に、皆さんと一緒に、住民の皆さんの声を行政に伝えていく役割を努めていきたいと、牧浦議長と共に頑張りますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。(拍手)

○議長(牧浦秀俊) 服部君が副議長当選を承諾されました。どうもありがとうございました。それでは、ここで休憩といたします。再開は2時ということでお願いいたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後2時00分

○議長(牧浦秀俊) それでは再開いたします。

お諮りいたします。

常任委員の任期が満了となりますので、常任委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第14として議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) ご異議なしと認めます。

よって、常任委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第14として議題といたします。

◇

◎常任委員の選任について

○議長（牧浦秀俊） 追加日程第14、常任委員の選任について。

常任委員の任期が満了となりますので、委員会条例第7条第2項の規定により選任を行います。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいでしょうか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

それでは、私のほうから指名いたします。

なお、定数につきましては、委員会条例第2条に規定されておりますので、念のため申し添えます。

総務建設常任委員に、石丸議員、東議員、上村議員、木内議員、遠山議員、そして牧浦、私です。以上6名を。文教厚生常任委員に、服部議員、氏原議員、竹中議員、安中議員、竹之内議員、康村議員、以上6名をそれぞれ選任いたします。ただいま各常任委員を選任いたしましたので、各常任委員会におかれましては委員長及び副委員長を互選の上、私のほうに報告をお願いいたします。後ほど発表させていただきます。

お諮りいたします。

議会運営委員の任期が満了となりますので、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第15として議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第15として議題といたします。

◇

◎議会運営委員の選任について

○議長（牧浦秀俊） 追加日程第15、議会運営委員の選任について。

議会運営委員の任期が満了となりますので、委員会条例第7条第2項の規定により選任を行います。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいでしょうか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

それでは、私のほうから指名いたします。

（「議長」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） ただいま議運の委員の選任ということですが、常任委員の総務建設委員会、もう1つは文教厚生委員会、これの委員長を決めてからやられるのが筋だと思うんですが、いかがですか。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員からこういう意見が出ましたので、まず、そしたら……。

（「ここで暫時休憩してください」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 暫時休憩をお願いいたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時04分

○議長（牧浦秀俊） それでは再開いたします。

木内議員からご意見ございましたので、まず、先ほど選任いたしました常任委員会の委員長、副委員長を互選しましたので、発表いたします。

総務建設委員会委員長、上村議員、副委員長、遠山議員。文教厚生委員会委員長、康村議員、副委員長、竹之内議員です。

それでは、続きまして、議会運営委員に、上村議員、康村議員、石丸議員、東議員、木内議員、竹之内議員、以上6名を選任いたします。

ただいま議会運営委員を選任いたしましたので、議会運営委員におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私のほうに報告をお願いします。後ほど発表させていただきます。

この際、IT会議、広報委員会につきましても、ほかの委員会同様、選任したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

委員の選任について、どのような方法をすればよろしいでしょうか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

よって、委員の選任につきましては議長一任と決定いたしました。

それでは、私のほうから指名いたします。

IT会議に、竹之内議員、氏原議員、安中議員、服部議員、康村議員、竹中議員、以上6名を選任いたします。

広報委員に、竹中議員、康村議員、東議員、石丸議員、氏原議員、服部議員、以上6名を選任いたします。

ただいま選任いたしました委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私のほうに報告をお願いいたします。後ほど発表させていただきます。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時09分

○議長（牧浦秀俊） 再開いたします。

先ほど選任いたしました議会運営委員会、広報委員会の委員長、副委員長を互選していただきましたので、発表いたします。

議会運営委員会委員長、木内議員。副委員長、竹之内議員。

IT会議キャプテン、氏原議員。副キャプテン、竹之内議員。

広報委員会委員長、東議員。副委員長、康村議員。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第16として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) ご異議なしと認めます。

よって、議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第16として議題といたします。

◇

◎議席の変更について

○議長(牧浦秀俊) 追加日程第16、議席の変更について、これを議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更を行います。

1番、服部議員、2番、氏原議員、3番、竹中議員、4番、安中議員、5番、東議員、6番、上村議員、7番、遠山議員、8番、竹之内議員、9番、石丸議員、10番、康村議員、11番、木内議員、12番、私、牧浦です。以上のおり変更いたします。

なお、本臨時会はただいまお座りの議席のままといたします。次期議会までに事務局のほうで名札の差し替えをお願いいたします。

お諮りいたします。

議員の派遣について日程に追加し、追加日程第17として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣について、これを日程に追加し、追加日程第17として議題といたします。

◇

◎議員の派遣について

○議長（牧浦秀俊） 追加日程第17、議員の派遣について、これを議題といたします。

本件については、議会議員が行政分野にわたり、より専門的な知識を習得し、町民福祉の向上に寄与することを目的としています。令和6年度において、会議規則第73条、第127条及び上牧町議会議員研修及び行政視察の実施に関する要綱第3条に基づき、先進諸都市、また研修会等に町議会議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

よって、本件については、令和6年度に当町議会議員を先進諸都市等の視察及び研修会に派遣することに決定いたしました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（牧浦秀俊） 以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会は閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

◇

◎町長の挨拶

○町長（今中富夫） 全議案承認、議決を頂きまして、ありがとうございます。また、先ほどから役員の変更が行われまして、それぞれ議長以下の役員さんが決まりました。大変おめでとうございます。また、特に、議長から力強いご挨拶も頂きました。

我々理事者側も議会のご指導を仰ぎながら、また、いろんな相談もさせていただきながら、上牧町がよりよい町となるよう、全職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き

ご理解、ご協力を頂きますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(牧浦秀俊) これをもちまして、令和6年第1回上牧町議会臨時会を閉会いたします。
どうも皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旧 議 長 遠 山 健 太 郎

副 議 長 石 丸 典 子

新 議 長 牧 浦 秀 俊

署 名 議 員 木 内 利 雄

署 名 議 員 石 丸 典 子